

県有林の産物売払規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成 19 年 5 月 29 日

岩手県知事 達 増 拓 也

県有林の産物売払規程の一部を改正する告示

県有林の産物売払規程（昭和 40 年岩手県告示第 359 号の 2 の 2）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(定義)</p> <p>第 2 条 この規程において「県有林」とは、<u>県有模範林及び県行造林</u>をいう。</p> <p>2 [略]</p> <p>(産物の買受申込み)</p> <p>第 3 条 農林水産部森林保全課総括課長又は広域振興局若しくは地方振興局の林務部長、農林部長若しくは林務事務所長（以下「課長等」という。）は、産物を買受ようとする者があるときは、<u>産物買受申込書（様式第 1 号）</u>を提出させなければならない。ただし、競争入札の場合は、この限りでない。</p> <p>2 [略]</p> <p>(引渡し)</p> <p>第 8 条 [略]</p> <p>2 課長等は、買受人が前項の引渡しに立ち会わないときは、やむを得ない事情があると認める場合のほか、<u>産物引渡通知書（様式第 2 号）</u>による通知によって当該産物の引渡しを終了したこととする旨を契約の条件としなければならない。</p> <p>3 課長等は、第 1 項の規定により売払産物を引き渡したときは、直ちに<u>産物受領証（様式第 3 号）</u>を提出させなければならない。</p> <p>(搬出期限及び搬出期限の延長)</p> <p>第 9 条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 課長等は、買受人がやむを得ない事由により、第 1 項の規定により定めた期限又は<u>第 4 項</u>の規定により承認された期限内に売払産物を搬出することができないため、搬出期限の延長を希望するときは、<u>搬出期間満了前に搬出期限延長申請書（様式第 4 号）</u>を提出させなければならない。</p> <p>4 [略]</p>	<p>(定義)</p> <p>第 2 条 この規程において「県有林」とは、<u>県営林造成基金条例（昭和 39 年岩手県条例第 35 号）第 2 条第 1 項第 1 号に規定する県営林及び公営林造成基金条例（平成 19 年岩手県条例第 16 号）第 2 条に規定する公営林</u>をいう。</p> <p>2 [略]</p> <p>(産物の買受申込み)</p> <p>第 3 条 農林水産部森林保全課総括課長又は広域振興局若しくは地方振興局の林務部長、農林部長、<u>林務事務所長若しくは農林センター所長</u>（以下「課長等」という。）は、産物を買受ようとする者があるときは、<u>別に定める様式による産物買受申込書</u>を提出させなければならない。ただし、競争入札の場合は、この限りでない。</p> <p>2 [略]</p> <p>(引渡し)</p> <p>第 8 条 [略]</p> <p>2 課長等は、買受人が前項の引渡しに立ち会わないときは、やむを得ない事情があると認める場合のほか、<u>別に定める様式による産物引渡通知書</u>による通知によって当該産物の引渡しを終了したこととする旨を契約の条件としなければならない。</p> <p>3 課長等は、第 1 項の規定により売払産物を引き渡したときは、直ちに<u>別に定める様式による産物受領証</u>を提出させなければならない。</p> <p>(搬出期限及び搬出期限の延長)</p> <p>第 9 条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 課長等は、買受人がやむを得ない事由により、第 1 項の規定により定めた期限又は<u>次項</u>の規定により承認された期限内に売払産物を搬出することができないため、搬出期限の延長を希望するときは、<u>別に定める様式による搬出期限延長申請書</u>を提出させなければならない。</p> <p>4 [略]</p>

<p>(搬出終了届及び跡地検査)</p> <p>第12条 課長等は、買受人が売払産物の搬出を終了したときは、速やかに搬出終了届(様式第5号)を提出させなければならない。</p> <p>2 課長等は、前項の届出があったときは、買受人を立ち合わせた上、跡地検査をしなければならない。</p> <p>(売払産物の譲渡)</p> <p>第15条 課長等は、買受人が引渡しを受けた売払産物を搬出前に他に譲渡しようとするときは、買受人及び譲受人連名の産物譲渡届(様式第6号)を速やかに提出させなければならない。</p> <p>(極印)</p> <p>第16条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 課長等は、極印使用簿(様式第7号)を備えておいて、極印の保管及び使用の状況を明らかにしておかなければならない。</p>	<p>(搬出終了届及び跡地検査)</p> <p>第12条 課長等は、買受人が売払産物の搬出を終了したときは、速やかに別に定める様式による搬出終了届を提出させなければならない。</p> <p>2 課長等は、前項の届出があったときは、買受人を立ち合わせた上、跡地検査をしなければならない。</p> <p>(売払産物の譲渡)</p> <p>第15条 課長等は、買受人が引渡しを受けた売払産物を搬出前に他に譲渡しようとするときは、買受人及び譲受人連名の別に定める様式による産物譲渡届を速やかに提出させなければならない。</p> <p>(極印)</p> <p>第16条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 課長等は、別に定める様式による極印使用簿を備えておいて、極印の保管及び使用の状況を明らかにしておかなければならない。</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

様式第1号から様式第7号までを削る。

附 則

- 1 この告示は、平成19年6月1日から施行する。
- 2 この告示による改正後の県有林の産物売払規程に定める様式は、この告示の施行の日以後に提出する申込書等について適用し、同日前に提出した申込書等については、なお従前の例による。
- 3 この告示による改正前の県有林の産物売払規程に規定する様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。